

○豊川市環境基本条例

平成 21 年3月 23 日条例第 14 号

第3章 豊川市環境審議会

(設置)

第 22 条 環境基本法(平成5年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、豊川市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 23 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 25 条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 26 条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長にあつては委員の互選により定め、副会長にあつては会長の指名した者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 28 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第 29 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。